

枚方市特別職報酬等審議会の答申について

平成 23 年 11 月 11 日付けで枚方市特別職報酬等審議会に、『市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について』諮問し、そのうち給料額については平成 24 年 2 月 14 日付けで答申がありました。引き続き退職手当の額のあり方について同審議会でも審議いただいた結果、平成 24 年 7 月 24 日付けで審議会から市長に答申がありました。

内容については、以下のとおりです。

○ 答申の概要

1. 結論

市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の退職手当については、現在の条例規定どおりとすることが適当である。

2. 理由（要約）

市長等特別職の給料額については、民間企業の水準を考慮し引き下げられてきた一般職職員（部長級以上）の給料の減少率を基本とした減額を適当とする本審議会の答申を踏まえ、平成 24 年 4 月に減額改定されている。

これにより、給料額が算定の基礎となる退職手当についても、社会情勢に応じた引き下げはすでになされたものと考えることができ、その上で、更に引き下げる具体的な根拠は乏しく、退職手当については条例規定どおりとすることが適当である。

○ 枚方市特別職報酬等審議会

枚方市特別職報酬等審議会条例に基づき設置

委員の構成 学識経験者 3 名、関係団体を代表するもの 5 名、公募による市民 2 名
※) 本任期（平成 23 年 11 月 1 日委嘱）より、新たに公募による市民委員が参加しています。

問い合わせ（事務局） 総務部 人材育成室 職員課

電話：072-841-1221（内線 3914） e-mail：syokuin@city.hirakata.osaka.jp